

岡山港港湾計画書

— 軽易な変更 —

令和3年3月

岡山港港湾管理者

岡山県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成 7年 6月 岡山県地方港湾審議会
- ・平成 7年 8月 港湾審議会第155回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・平成28年 2月 岡山県地方港湾審議会
- ・令和 2年 2月 岡山県地方港湾審議会

の議を経た岡山港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 公共埠頭計画	2
2 危険物取扱施設計画	3
3 水域施設計画	3
港湾の環境の整備及び保全	4
1 港湾環境整備施設計画	4
土地造成及び土地利用計画	5
1 土地造成計画	5
2 土地利用計画	5

変更理由

- 1 港湾活動の安全性・利便性の向上を図るため、福島地区において、公共埠頭計画及び水域施設計画を変更する。
- 2 企業の運営形態の変化に伴い、福島地区において、危険物取扱施設計画を変更する。
- 3 港湾施設の計画の変更及び土地需要の変化に対応するため、福島地区において、土地造成及び土地利用計画を変更する。
また、土地利用計画の変更に伴い、港湾環境整備施設計画を変更する。

港湾施設の規模及び配置

1 公共埠頭計画

1-1 福島地区

港湾活動の安全性・利便性の向上を図るため、福島北埠頭の公共埠頭計画を次のとおり計画する。

水深5.5m 岸壁1バース 延長100m(既設)

[既定計画の変更計画]

埠頭用地 2ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地) (既設)

[既定計画の変更計画]

既定計画

水深5.5m 岸壁3バース 延長300m

埠頭用地 5ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)

2 危険物取扱施設計画

2-1 福島地区

企業の運営形態の変化に伴い、福島地区において、次の既定計画を削除する。

既定計画
水深3.5m ドルフィン 1バース (専用・移設)

3 水域施設計画

3-1 福島地区

公共埠頭計画の変更に伴い、泊地を次のとおり計画する。

泊地 水深5.5m 面積21ha [既定計画の変更計画]

既定計画
泊地 水深5.5m 面積22ha

港湾の環境の整備及び保全

1 港湾環境整備施設計画

1-1 福島地区

土地利用計画の変更に伴い、港湾環境整備施設計画を次のとおり計画する。

福島地区 緑地 1 h a

[既定計画の変更計画]

既定計画
福島地区 緑地 1 h a

土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画の変更及び土地需要の変化に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地造成計画及び土地利用計画を次のとおり計画する。

1 土地造成計画

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連 用地	交通機能 用地	合 計
福島地区	(-) -	(5) 5	(1) 1	(6) 6

注1) ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注2) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

注3) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

2 土地利用計画

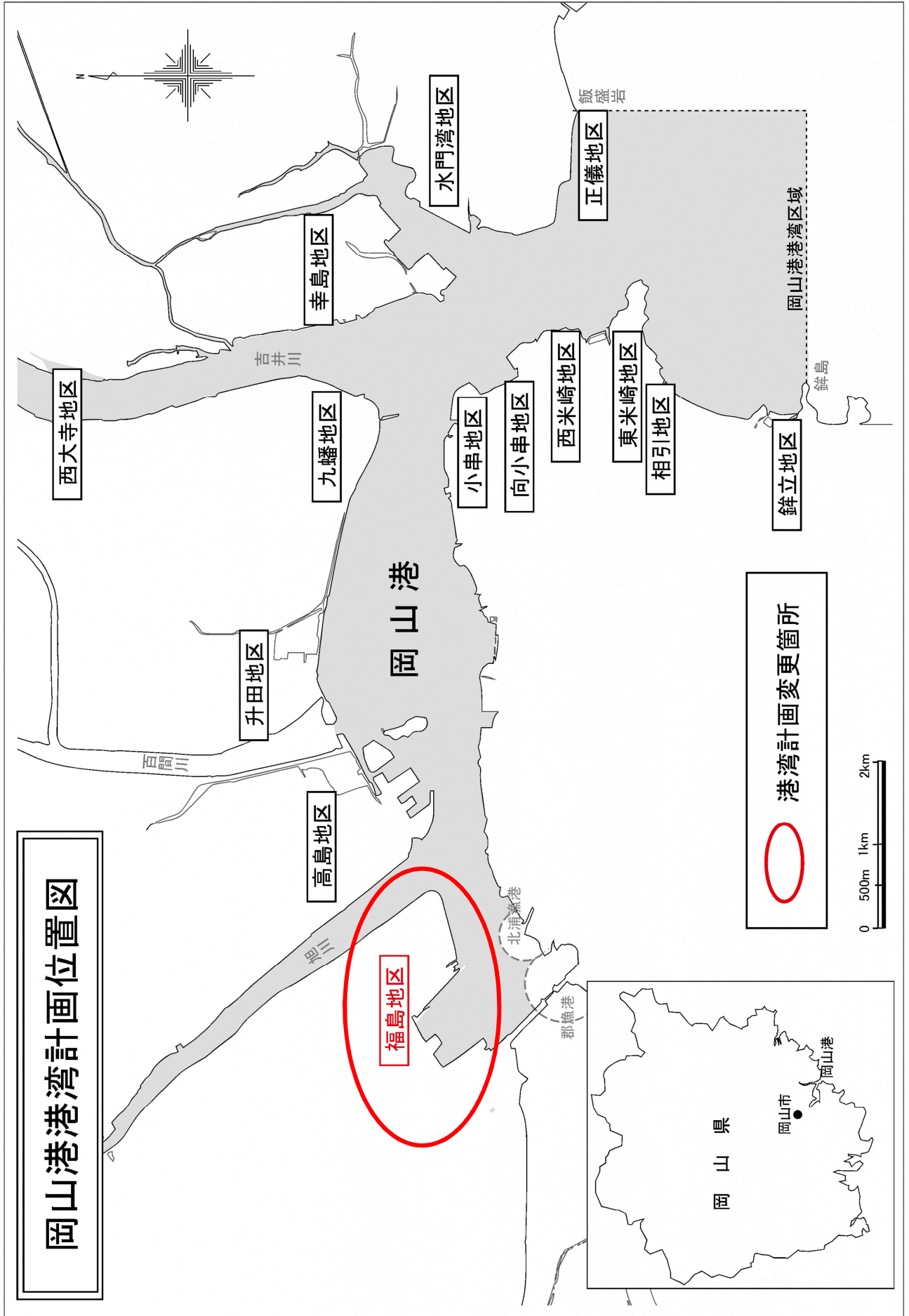
(単位：ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	工業 用地	都市機能 用地	交通機能 用地	緑地	合 計
福島 地区	(7) 7	(7) 7	(147) 147	3	(3) 3	(1) 1	(164) 167

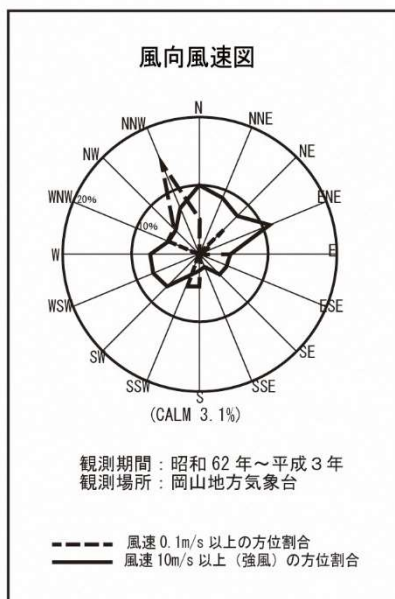
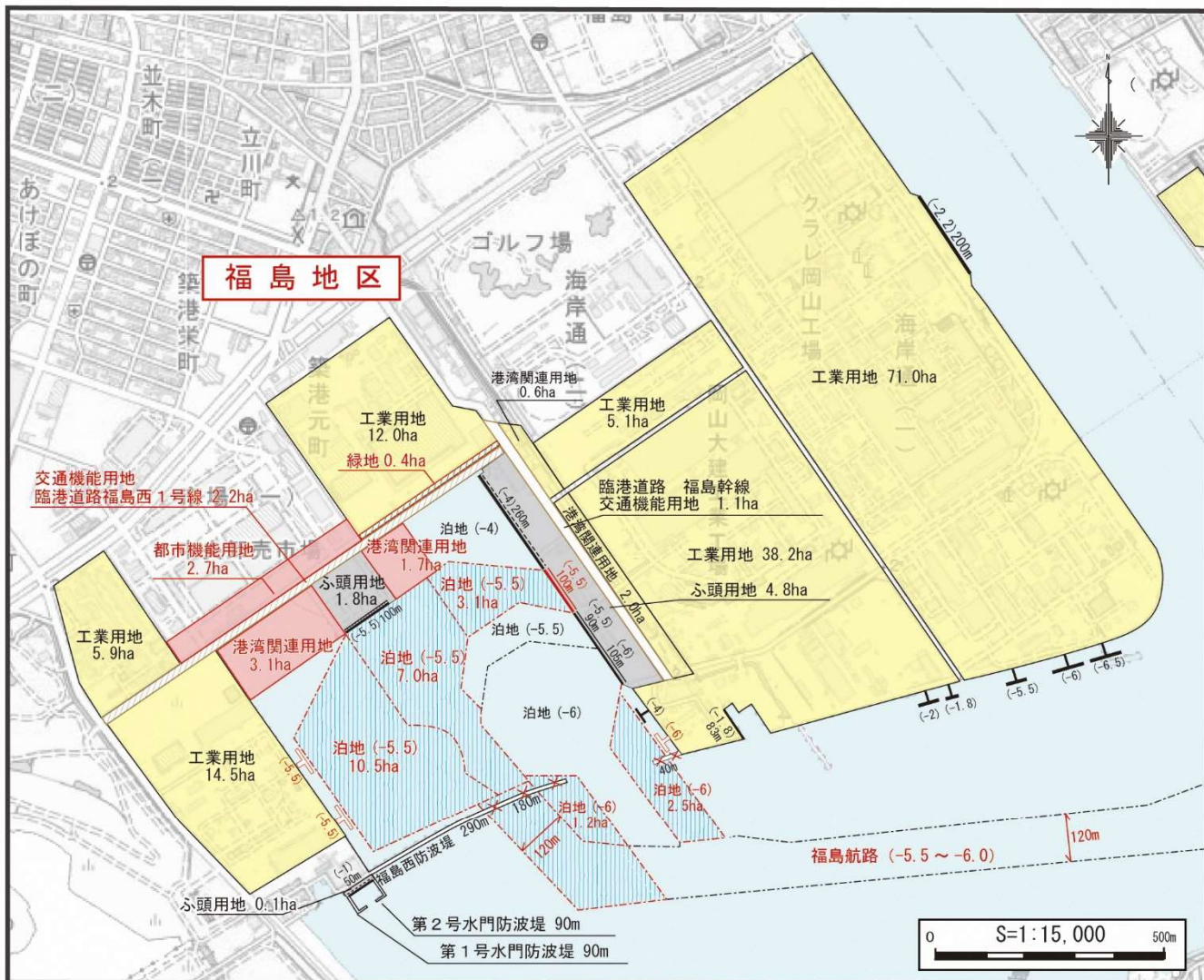
注1) ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

注3) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。



岡山港（福島地区）港湾計画図



凡 例		
	航路・泊地	(既定計画)
	航路・泊地	(既 設)
	公共岸壁	(既定計画)
	公共岸壁	(既 設)
	専用岸壁	(既 設)
	公共耐震強化岸壁	(既 設)
	公共物揚場	(既 設)
	埠頭用地	(既 設)
	その他用地	(今回計画)
	その他用地	(既 設)
	緑 地	(既定計画)
	交通機能用地	(既定計画)
	交通機能用地 (臨港道路)	(既 設)
	交通機能用地 (その他道路)	(既 設)
	ドルフィン	(既定計画)
	ドルフィン	(既 設)
	防波堤	(既 設)
	撤 去	